健康案内

検診

妊婦歯科健康診査

対妊娠16週～27週の初妊婦
※27週を超えた方は健康課に直接お問い合わせ下さい。
日12月1日（水）午後1時～2時10分受付（所要時間約1時間）
会健康福祉会館
内オリエンテーション、歯科健康診査・歯科相談、正しい歯のみがき方等
定15人（申し込み順）
申11月29日までに電話で町田市コールセンター（☎724・5656）へ。
問健康課☎725・5414 FAX725・5198

お送りします「成人健康診査」受診券

次の①～③のいずれかに該当する方に、誕生月に応じ年4回に分けて、受診券をお送りしています。受診の際に医療機関へお持ち下さい。
①町田市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
②市内在住で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
③40歳以上で生活保護受給中の方
　11月中旬～下旬に受診券を送付するのは①～③のいずれかに該当する1～3月生まれの方（昭和11年1・2月生まれの方を除く）です。受診期間は11月中旬～2月末です。
　4月2日以降に町田市国民健康保険に加入した方、4月2日以降に町田市に転入して後期高齢者医療被保険者証を取得した方には受診券を送付していません。詳細は保険年金課へお問い合わせ下さい。
　既に受診券を送付している方で、有効期限切れ、受診券紛失等で成人健康診査を受けていない場合は、保険年金課へお問い合わせ下さい。受診券を再発行します。
※40歳～74歳の社会保険・国保組合等に加入している方は、加入している医療保険で健診を行いますので、各保険者へお問い合わせ下さい。
※市内在住で18歳～39歳の健康診査を受ける機会のない方は、医療機関へ直接お申し込み下さい（受診券は不要）。
※40歳以上の生活保護受給者の方、18歳～39歳の方のお問い合わせは、健康課（☎725・5178）へ。
問保険年金課☎724・2130

健康づくり

そらまめの会（双子の会）

双子・三つ子を育てている方、出産予定の方やその家族が集まっておしゃべりをする場です。
　直接会場へおいで下さい。
日12月6日（月）午前10時～11時
場健康福祉会館2階
内保護者同士の交流、情報交換、手遊びなど
持ち物母子健康手帳
問健康課☎725・5422

ご案内

ひとり親家庭等への医療費助成制度

　ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭に対して、医療費を助成します。該当する方は申請して下さい。
対18歳に達する日の年度末までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を現に扶養している、次の①～④のいずれかにあてはまる方
①ひとり親家庭の父または母
②父または母に一定の障がいがある家庭
③父または母が1年以上拘禁、また遺棄されている家庭
④両親がいない児童を養育している養育者
助成の範囲医療機関で支払う保険診療の自己負担分を助成（住民税が課税されている世帯は一部負担金有り）
※申請者及びその扶養義務者（同居の父・母など）の所得制限があります。所得制限や申請に必要な書類など詳細はお問い合わせ下さい。
【現況届の提出を！】
　すでに助成を受けている方は、更新のため現況届の提出が必要です（用紙は送付済みです）。現況届が届いていない方は子ども総務課までご連絡下さい。
　現況届は、11月15日までに提出して下さい（郵送も可）。現況届を提出しないと、来年度の医療証が交付されません。
※添付書類の提出が必要な場合は、現況届の右上に提出書類の記載がありますので、確認して下さい。
※各市民センター等での受付は行いません。
問町田市コールセンター☎724・5656、子ども総務課☎724・2143 FAX724・1189

地上デジタル放送の移行まであと9か月

　マンションなど集合住宅を所有・管理されている方で、まだ地上デジタル放送への切りかえや改修工事がお済みでない場合は、無料訪問診断をご利用下さい。
　具体的な受信方法や集合住宅に関する助成などにお答えします。
　無料訪問診断は、どなたでもご利用いただけますので、申し込みハガキ（ぽっぽ町田の地デジ相談窓口、市役所本庁舎、各市民センター等に有り）、または電話でデジサポ東京西へお申し込み下さい。
申し込み・問い合わせ先総務省東京都西テレビ受信者支援センター（デジサポ東京西）☎042・716・2525（受付時間＝平日は午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日は午前9時～午後6時）
問町田市総務課☎724・2104 FAX724・1173

シベリア抑留者特別給付金が支給されます

　戦後強制抑留者が、長期間の強制抑留や過酷な強制労働等を強いられたことに対する労苦を慰藉し、シベリア強制抑留者の方に対し、特別給付金が支給されます。
　支給対象者は、戦後抑留者で、2010年6月16日時点で日本国籍を有する方です。
　手続きや詳細については、（独）平和祈念事業特別基金へ直接ご連絡下さい。
　過去に特別慰労品を受けられた方には、（独）平和祈念事業特別基金から給付金請求書を直接対象者にお送りしています。まだ手元に届いていない方は、お問い合わせ下さい。

エルタックス　サービスを一時停止します

　市税の電子申告を運営している地方税ポータルシステム（エルタックス）は、システム機器等の全面入れ替えのため、サービスを停止します。
停止期間11月18日（木）～25日（木）
※詳細は、エルタックスホームページ（http://www.eltax.jp/）、または同サポートデスク（☎0570・0814・59、受付時間＝月～金曜日、午前8時30分～午後8時）へお問い合わせ下さい。
問市民税課☎724・3067、資産税課☎724・2119

請求受付期間2012年3月31日まで
　問い合わせ・請求は（独）平和祈念事業特別基金（☎0570・059・204、☎03・5860・2748）へ。
問福祉総務課☎724・2537 FAX724・1187

郵便等による不在者投票

問選挙管理委員会事務局☎724・2168

○郵便等による不在者投票とは？

　身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

○対象となる方は？

　ご自身で字を書くことができ、次のいずれかに該当する方
※ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度（下表参照）に該当すれば対象となります。
①介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方
②身体障害者手帳をお持ちの方で、下表の障がいに該当する者として記載されている方
③戦傷病者手帳をお持ちの方で、下表の障がいに該当する者として記載されている方

○申請方法は？

　いつでも申請できます。選挙管理委員会事務局にある申請書にご記入のうえ、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請して下さい。申請書は希望者に郵送します。
　該当となる方に郵便等投票証明書を交付します。

○ご注意

　申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに1か月以上かかることもあります。また、郵便等投票証明書には有効期限があります。有効期限が過ぎた場合、改めて申請手続きが必要となります。
　特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めにお願いします。

郵送等による不在者投票　対象となる方の概要

①介護保険被保険者証	②身体障害者手帳				③戦傷病者手帳			
要介護状態区分	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度
要介護5	両下肢体幹移動機能	1・2級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸	1・3級	両下肢体幹	特別項症～第2項症	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
			免疫肝臓	1～3級				

※代理記載制度について…上記のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級であると記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方が利用できる制度です。戦傷病者手帳をお持ちの方はお問い合わせ下さい。
※手帳の級が上記の等級であっても、手帳に複数の障がい名または表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないことがあります。